

介護者サロン かすかべ 会則（例）

（目的）

第1条 主に春日部地域の介護者と対象とした、介護の悩みの相談、介護者の傾聴をおこなう。

（名称）

第2条 会の名称は、「介護者サロン かすかべ」（以下「サロン」という）とする。

（事業）

第3条 サロンは、その目的達成のため、次の活動を行う。

- 1 介護者の傾聴、介護の悩み相談のための「介護者サロン」の運営
- 2 その他、目的を達成するために必要な活動
- 3 会則の制定、改廃に関すること

（会員）

第4条 会員については以下の規定とする。

- 1 会員はサロンの目的に賛同し代表に入会の旨を伝えたものとする
- 2 退会の旨を本人または家族が代表に伝えれば退会することができる
- 3 会費（介護者サロン運営費）を納入する

（役員）

第5条 サロンに次の役員を置く。

代表 連絡担当（副代表兼） 会計担当

（役員を選任）

第6条 代表、連絡担当、会計担当は、会員の互選により選出する。

（役員の仕事）

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

- 1 代表は、サロンを代表して会務を総理し、会議の議長となる。
- 2 連絡担当は代表を補佐し、代表に事故があるときは職務を代理する。
- 3 会計担当は会計事務、報告を行う。

（事務局）

第8条 サロンの連絡先（事務局住所）は、春日部市●●-●（●●方）に置く。

（解散）

第9条 事業終了もしくは会員の協議により会の継続ができなくなったと議決された場合はサロンを解散する。成果物や使用された物品などの残余財産がある場合は、会員で協議後、同主旨の事業や非営利目的のために使うことができる。

（雑則）

第10条 この会則に定めるもののほか、運営に必要な事項は、代表に諮って定める。

附 則

この会則は、平成30年●月●日から施行する。

介護者サロン かすかべ 会員（役員）名簿

平成●年●月●日現在

	氏名	住所	役職等
1	介護者 サロン	春日部市●●-●●	代表
2	かすかべ ふじ	春日部市■■■-■	連絡担当
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			